

福井市建設副産物対策指針

第1 目的

資源の有効な利用の確保及び建設副産物の適正な処理を図るためには、建設資材の開発、製造から土木構造物や建築物等の設計、建設資材の選択、分別解体等を含む建設工事の施工、建設廃棄物の廃棄等に至る各段階において、建設副産物の発生の抑制並びに分別解体等、再使用、再資源化等、適正な処理及び再資源化されたものの利用の推進（以下「建設副産物対策」という。）という観点を持ち、環境への負荷の少ない循環型社会の構築が必要である。

本指針は、この循環型社会の構築のため、福井市の建設副産物対策について建設事業の計画から設計、積算、施工の各段階における基本事項及び具体的な実施事項を取りまとめたものであり、建設リサイクルの関係法令及び通達等を基に福井市における建設リサイクルの目標を設定するものである。

第2 対象事業

福井市が行う公共事業を対象とする。

第3 基本事項

1 建設副産物対策の基本的な考え方

建設副産物対策の基本的な考え方は、第一に建設副産物の発生抑制、次に、建設工事に使用された建設資材の再使用を行う。これらの措置を行った後に発生した建設副産物については、再生利用(マテリアル・リサイクル)を行い、それが技術的な困難性、環境への負荷の程度等の観点から適切でない場合には、燃焼の用に供することができるもの又はその可能性のあるものについて、熱回収(サーマル・リサイクル)を行う。最後に、これらの措置が行われないものについては、最終処分するものとする。

なお、発生した建設廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）に基づいた適正な処理を行わなければならない。

2 建設副産物の発生抑制

建設副産物の発生抑制に当たっては、建設工事の計画・設計段階からの取組みを行うことが最も重要であり効果的である。このため、建設工事の計画・設計にあたっては、工事目的物の用途、構造等に関する要求に対応しつつ、構造物等の耐久性の向上を図るとともに、維持管理および修繕を容易にするなど、その長期的使用に資する設計に努めなければならない。

また、建設副産物の発生が抑制される施工方法の採用や建設資材を使用する設計に努めなければならない。

3 建設副産物の再生利用について

建設副産物の再資源化を促進するためには、建設副産物の分別解体及び再資源化に努めるとともに、その再資源化により得られた物を積極的に利用していくことが不可欠であることから、市の発注する建設工事において、以下の運用を行うこととする。

(1) 指定副産物の工事現場からの搬出

ア コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊の工事現場からの搬出
再資源化施設に搬出することを原則とする。

イ 建設発生木材(伐木・除根材を含む)の工事現場からの搬出
再資源化施設へ搬出することを原則とする。

ただし、工事現場から 50 キロメートルの範囲内に再資源化施設がない場合は、再資源化に代えて縮減(焼却)とすることができる。

ウ 建設発生土の工事現場からの搬出

工事現場から 50 キロメートルの範囲内の他の建設工事へ搬出することを原則とする。

なお、他の建設工事との受入時期及び土質等の調整が困難で、かつ、ストックヤード等の利用が困難である場合は、採石場跡地復旧や農地受入利用、または別の処分場に搬出することを妨げない。

(2) 再生資材等の利用

ア 再生骨材等の利用

工事現場から 40 キロメートルの範囲内に再資源化施設がある場合、工事目的物に要求される品質等を考慮した上で、再生資材を利用することを原則とする。

イ 再生加熱アスファルト混合物の利用

工事現場から 40 キロメートルの範囲内及び運搬時間 1.5 時間の範囲内に再生加熱アスファルト混合物を製造する再資源化施設がある場合、工事目的物に要求される品質等を考慮した上で、再生加熱アスファルト混合物を利用することを原則とする。

ウ 建設発生土の利用

工事現場から 50 キロメートルの範囲内に建設発生土を搬出する他の建設工事がある場合、受入時期、土質等を考慮した上で、建設発生土を利用することを原則とする。

4 設計図書等による条件明示

再生資材の利用、再資源化施設への搬出等を実施する工事については、利用・搬出等に関する条件を設計図書等に記載し契約事項とする。

なお、条件の変更がある場合は変更契約時についても設計図書等に条件明示を行うものとする。

5 建設廃棄物の適正な処理について

建設工事から発生した建設廃棄物については、「建設工事等から生ずる廃棄物の適正処理について」(平成 13 年 6 月 1 日付け環境省衛産第 276 号)に従い、適正に処理すること。また、処理内容に見合う処理費用(運搬費、処分費等)を適正に計上すること。

第4 実施事項

1 体制の整備

目的の趣旨の達成に向けた対象事業を実施担当する課等(以下「担当課」という。)の取組みを支援するため、技術管理検討委員会に関する要綱第2条に規定する委員会(以下「技

術管理検討委員会」という。)がある。

2 リサイクル計画書等の取りまとめ

担当課は、リサイクルの状況を把握し、リサイクルのより一層の徹底に向けた検討や調整を行うため、以下のものを取りまとめる。

(1) リサイクル計画書

(福井市土木設計業務等管理資料作成要領様式 履 12、履 13)

ア 目的

建設副産物の発生抑制、減量化及び再資源化等の検討・調整状況を把握する。

イ 作成者

業務成果として、設計者(設計業務の受注者等)が作成する。

(担当課は、設計者に対し、リサイクル計画書の作成を指示する。)

ウ 作成時期

業務委託料 200 万円以上の設計業務(概略設計、予備設計(営繕工事では基本設計)、詳細設計(同実施設計))の実施時点で作成し、担当課へ提出する。

(2) 再生資源利用[促進]計画書

(様式 1、様式 2)

ア 目的

建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する建設工事を施工する場合において、リサイクルの実施計画を把握する。

イ 作成者

受注者が作成する。

(担当課は、受注者に対し、再生資源利用 [促進] 計画書の報告を特記仕様書により指示する。)

ウ 作成時期

請負金額が 100 万円以上である工事の着手時に作成し、担当課へ提出する。

(3) 再生資源利用[促進]実施書

(様式 1、様式 2)

ア 目的

建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する建設工事を施工する場合において、リサイクルの実施状況を把握する。

イ 作成者

受注者が作成する。

(担当課は、受注者に対し、再生資源利用 [促進] 実施書の報告を特記仕様書により指示する。)

ウ 作成時期

請負金額 100 万円以上である工事の完成時に作成し、担当課へ提出する。

3 リサイクルの徹底に向けた検討及び調整等

担当課は、リサイクルのより一層の徹底に向け、以下の検討・調整を行う。また、必要に応じて技術管理検討委員会に諮り、検討・調整等を行うものとする。

- (1) 計画案(計画・設計方針)、の策定時点
- ・リサイクル計画書を基に発生抑制・減量化再生利用のより一層の徹底のための検討を行う。
 - ・建設発生土等、工事間流用が可能なものについては、他機関も含めた調整を図る。
- (2) 設計図書の作成時点
- ・本指針に基づき、リサイクルの状況の把握・検討・調整・指示等を行う。
- (3) 工事完了時点
- ・担当課は、受注者から提出される再生資源利用[促進]実施書をチェックし、取りまとめのうえ、工事・会計管理部技術管理課に提出する。

4 リサイクル実施状況の集計、報告及び通知

完了時の再生資源利用[促進]実施書は、工事・会計管理部技術管理課が半期ごとに集計し、福井県建設副産物対策連絡協議会を通じ建設副産物対策近畿地方連絡協議会に報告する。さらに、年度の集計結果を担当課に通知する。

第5 目標

- 1 福井市における建設リサイクルの目標は下表のとおりとする。

対象品目・指標区分		2024 達成基準値
アスファルト ・コンクリート塊	再資源化率	100%
コンクリート塊	再資源化率	100%
建設発生木材	再資源化・縮減率	95%以上
建設汚泥	再資源化・縮減率	95%以上
建設混合廃棄物	排出率	3.0%以下
建設廃棄物全体	再資源化・縮減率	97%以上
建設発生土	建設発生土有効利用率	80%以上
(参考値)		
建設混合廃棄物	再資源化・縮減率	—

注：各品目の指標区分の定義はつぎのとおり

【再資源化率】

- ・アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊；(再使用量+再生利用量) / 排出量

【再資源化・縮減率】

- ・建設発生木材；(再使用量+再生利用量+熱回収量+焼却による減量化量) / 排出量
- ・建設汚泥；(再使用量+再生利用量+脱水等の減量化量) / 排出量
- ・建設混合廃棄物；(再使用量+再生利用量+焼却他による減量化量) / 排出量

【排出率】

- ・建設混合廃棄物；建設混合廃棄物量 / 全建設廃棄物排出量

【建設発生土有効利用率】

- ・建設発生土；(現場内利用+有効利用量) / 建設発生土発生量

ただし、発生量には現場内利用量を含む。また有効利用量は、工事間利用、土質改良プラント、ストックヤード（再利用先未決定は除く）、適正に盛土された採石場跡地復旧や農地受入利用を加えた量とする。

2 目標の見直し

年度の集計結果や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

附 則

この指針は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この指針は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この指針は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この指針は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この指針は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この指針は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この指針は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。